平成２３年（フ）第６４号
三重県松阪市光町1345番地　ハイツリープライツＡ―105
債務者　山際　一代
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
津地方裁判所松阪支部
平成２３年（フ）第１７号
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地597番地の１
債務者　西口　弘之
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
和歌山地方裁判所御坊支部
平成２３年（フ）第１８号
和歌山県御坊市島359番地
債務者　橋本　忠行
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
和歌山地方裁判所御坊支部
平成２３年（フ）第４３号
北海道岩見沢市幌向北１条２丁目601番地50
債務者　三上　利子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２３年（フ）第４９号
北海道岩見沢市５条東17丁目41番地　ガルテンラウベ207
債務者　植田　景一
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２３年（フ）第５４号
北海道夕張郡長沼町宮下２丁目３番12号
債務者　佐藤　隆司
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２３年（フ）第１７３号
岩手県奥州市江刺区男石１丁目８番２号　ヘルプハイツ７号
債務者　紺野美奈子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２３年（フ）第４９号
福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字ドウフケ57番地２　６号、前住所福島県耶麻郡猪苗代町字御三壇4190番地　第253号室
債務者　髙橋　幸子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係
平成２３年（フ）第５１号
福島県会津若松市錦町３番１号　市営住宅４棟18号
債務者　佐藤　珠恵
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係
平成２３年（フ）第５３号
福島県河沼郡柳津町大字郷戸字西原甲1625番地
債務者　田崎　吉夫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係
平成２２年（フ）第１３０号
新潟県上越市高土町２丁目８番６号　コーポ山本２号
債務者　中澤　真純
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
新潟地方裁判所高田支部
平成２３年（フ）第２９号
新潟県上越市大豆２丁目７番10号
債務者　梅沢　玉男
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
新潟地方裁判所高田支部
平成２３年（フ）第３３号
新潟県上越市昭和町１丁目20番16号
債務者　鴨井奈美子（旧姓森重）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
新潟地方裁判所高田支部
平成２３年（フ）第３５号
新潟県上越市御殿山町６番41号
債務者　星野　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
新潟地方裁判所高田支部
平成２３年（フ）第３６号
新潟県上越市国府４丁目１番８号　ハイツオーキッドマイルＡ棟102号、前住所新潟県上越市大字横曽根39番地４
債務者　長谷川忠雄
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
新潟地方裁判所高田支部
平成２３年（フ）第３９号
兵庫県西脇市谷町108番地の３　県営住宅４―102号
債務者　新開　信男
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所社支部
平成２３年（フ）第１３０号
広島県福山市鞆町後地1291番地37、旧住所福岡県北九州市小倉南区長行東１丁目６番６号
債務者　槇尾　敦之
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２３年（フ）第１９９号
香川県高松市多肥上町613番地３
債務者　多田　洋子（旧姓川染）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係